

令和 5 年度文部科学省における EBPM 推進に向けた取組方針（概要）

○今後の EBPM の取組については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日 閣議決定）、行政改革推進会議（令和 5 年 3 月 31 日、議長：内閣総理大臣）における総理指示等を踏まえ、行政事業レビューを幹部・管理職を含めた組織的な EBPM の実践の場とし、政策の立案・改善や予算編成プロセスといった意思決定プロセスで活用することを中心に推進していく。また、政策評価についても、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組み、意思決定過程での活用を促進する。

具体的な取組

（1）各種政策プロセスにおける EBPM 的手法の実践及び知見の蓄積

① 予算事業

- ・ 全行政事業レビューシートを、
 - * どういう政策課題があり、
 - * それを解決してどういう状態にしたいのか（目標）
 - * どういう手段（活動）で解決しようとしているのか
 - * 目標に向かって進んでいることを確認できる指標はどのようなものか
- などについて、国民や予算編成プロセスの関係者等に分かりやすく作成する。
- ・このうち以下の事業については、ロジックモデルを作成し、ブラッシュアップする。
公開プロセスの対象事業、重点フォローアップ対象事業

② 予算事業以外

規制の立案等や税制改正プロセスについては、政策評価法に基づく事前評価等を活用し、EBPM を実践する。各種計画・施策パッケージ等の立案・見直しの際にも、その内容に応じて、ロジックモデル等を活用して、政策効果の発現経路を明確にするなど EBPM の手法を積極的に活用する。

③ 優良改善事業表彰の実施

（2）EBPM 推進のための人材の確保・育成（EBPM 研修の開催・マニュアルの普及・相談体制の整備等）

（3）EBPM 推進に資する統計等エビデンスデータの取得・活用・共有の促進

（4）教育分野等における EBPM の推進

文部科学省 CBT システム・WEB 調査システムの活用推進を含む教育データの利活用推進、大規模なパネル調査等に基づいたエビデンスの開発等

（5）科学技術分野における EBPM の推進

NISTEP による基盤的なデータ整備・分析やデータサイエンス・AI 関連技術等を用いた新たな調査研究・データ解析手法の開発検討。「政策のための科学」推進事業等